

仕 様 書

1 業務名

西区保育・子育て支援センター産業廃棄物収集運搬処理業務

2 実施場所

西区保育・子育て支援センター旧園舎（西区二十四軒3条5丁目6番1-101号）

3 契約期間及び履行期日

契約締結日から令和4年（2022年）2月28日（月）まで

※収集は令和3年（2021年）11月10日（水）までに行うこと。

4 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等の規定に基づき、西区保育・子育て支援センター旧園舎に残置されている産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

(1) 産業廃棄物の種類及び予定数量

排出種類	排出数量（予定）
混合廃棄物	7,000 kg
金属類	3,000 kg
廃プラスチック類	2,000 kg
ガラス・陶磁器くず	2,000 kg
廃蛍光管	50 kg
金庫	2台
家電リサイクル品目等 冷凍冷蔵庫3台（355ℓ・404ℓ・465ℓ）	1式

※ 別紙（主な廃棄物一覧）参照。

※ 排出数量は予定数量であり、実際の数量と異なる可能性があるが、その場合においても契約金額の増減は行わないこととする。

(2) 産業廃棄物の収集方法等

施設で排出する廃棄物の予定数量は(1)のとおりとし、委託者が指示する施設内に残置されている産業廃棄物を玄関まで搬出し、処理場まで運搬するものとする。また、処理場にて処分を行う。収集については令和3年（2021年）11月10日（水）までに行うものとするが、具体的な収集日については、双方協議の上、決めるものとする。

なお、処分にあたり法令上必要となる経費（マニフェスト（産業廃棄物管理票）にか

かる費用、家電リサイクル法に基づく費用等)については、受託者が負担するものとする。

また、業務完了後、本市所定の完了届及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）を委託者に提出するものとする。

5 契約方法等

本業務には、処分量に関わらず必要となる運搬用車両の手配等を含んでいることから、単価契約ではなく、総額による契約を締結する。なお、契約金額については、委託者の検査に合格し、受託者による請求の後に支払うものとする。

6 現地確認

入札に際して、現地確認の日程を次とおり設定するので、参加を希望する場合は、受付期限までに担当課へ連絡し、時間帯を調整の上、職員立会いのもと実施すること。

なお、現地確認せずに入札参加することを妨げない。

(1) 現地確認日

ア 1回目 令和3年10月12日（火）

イ 2回目 令和3年10月13日（水）

※いずれも、9：00～17：00の時間内とする。

(2) 参加申し込み等

ア 受付期限

令和3年10月11日（月） 15：00

イ 連絡先

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課調整担当係 担当：梅原

電話 011-211-2988

7 その他

(1) 業務等の実施にあたり、受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については一切受託者の責任において処理すること。

(2) 実際の作業においては、担当者とは十分協議のうえ、環境に配慮するとともに周囲の安全を確保して行うものとする。

(3) 本業務の履行に関し、法令等を遵守のうえ適正な取り扱いを確保すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、これを決定する。